

令和6年4月1日

スタート

ご存じ
ですか？

相続登記の 申請義務化

詳しくはこちら



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

仙台法務局

Q 令和6年から始まった義務化は、私に関係があるの？

A 令和6年4月1日から、相続登記の申請の義務化が始まりました
令和6年4月1日より前に相続した**不動産（土地・建物）も相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、相続登記を速やかに行うことが重要**です
なお、相続登記の義務を履行するための簡易な方法として相続人申告登記も新設されています
相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



Q 相続登記の申請って大変じゃないの？ どのような手続きをとればいいのか？

A 相続登記の手続きは、不動産の所在地を管轄する**法務局（登記所）に申請して行います**
手続きは、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記の種類や書類が異なります
必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「不動産を相続した方へ」をご覧ください）



Q 相続登記について、不明な点があればどこに相談すればいいのか？

お問い合わせは

宮城県司法書士会
（詳細はこちら）
（相続登記の依頼）



仙台法務局
（詳細はこちら）
（登記手続案内）



宮城県土地家屋調査士会
（詳細はこちら）
（表示に関する登記の依頼）



022-221-6870

月・水・金（13:30～16:30）

※祝日・年末年始を除く

詳しくはHPを参照してください

登記手続案内は予約制です。
詳しくは、最寄りの法務局に
お問い合わせいただくか、**HP**
を参照してください

022-225-3961

平日（10:00～16:00）

詳しくはHPを参照してください

仙台法務局のお問い合わせ先

仙台法務局不動産登記部門

☎022-225-5767

塩竈支局 ☎022-362-2338

大河原支局 ☎0224-52-6054

古川支局 ☎0229-22-0510

石巻支局 ☎0225-22-6188

登米支局 ☎0220-52-2070

気仙沼支局 ☎0226-22-6692

名取出張所 ☎022-382-3694